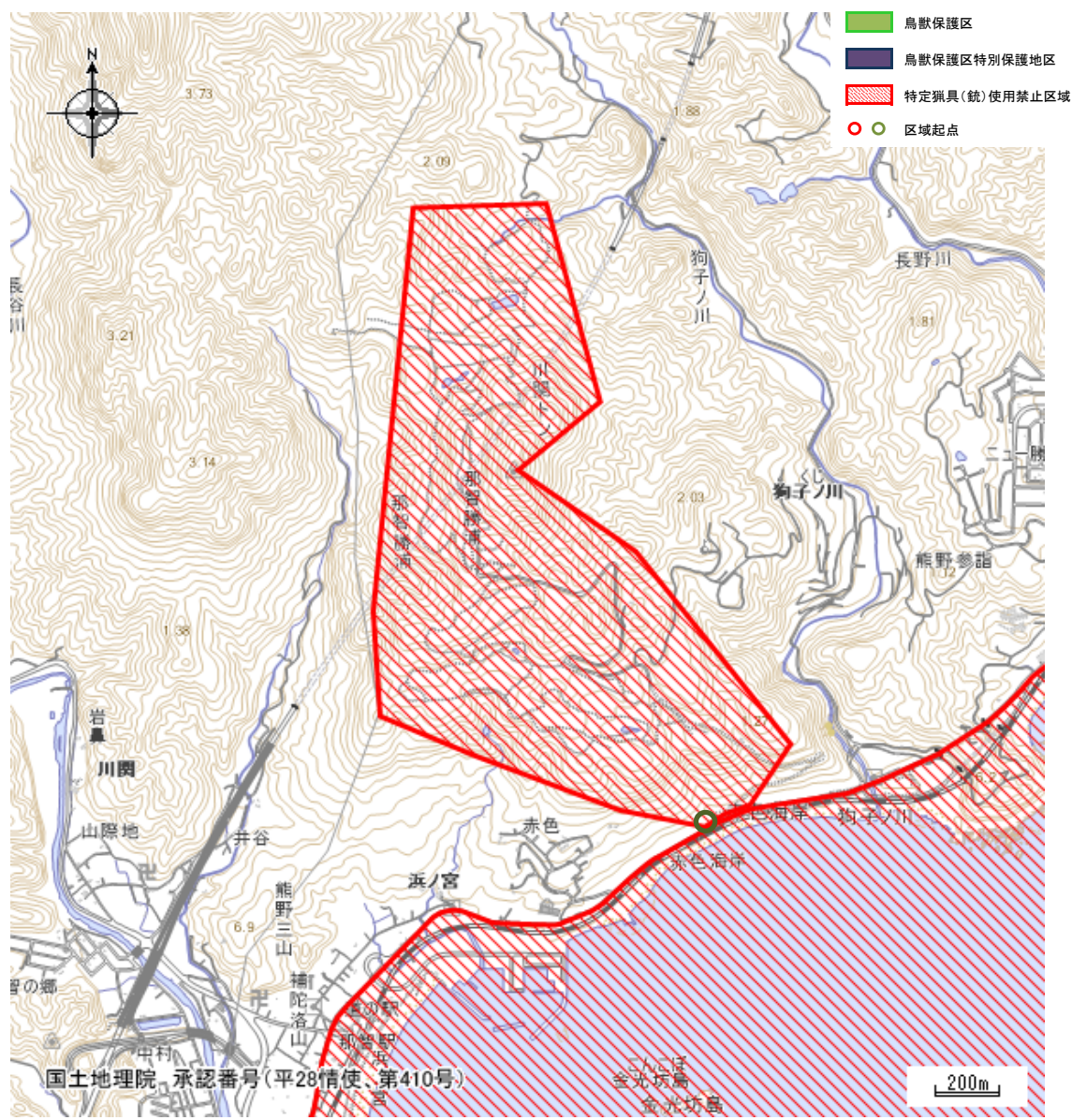


特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	2	区域の名称	狗子の川
区域面積	120.0ha		
指定期限	令和8年10月31日まで		
指定区域	東牟婁郡那智勝浦町浜ノ宮字西赤色地内の境界杭(912)を起点とし、同所から西北西へ約350メートル進んだ地点の浜ノ宮字深瀬古地内の境界杭(824)に至り、同所から北西へ約530メートル進んだ地点の浜ノ宮字暮バシ625番5地内の関西電力鉄塔に至り、同所から北へ約440メートル進んだ地点の川関字滝ヶ谷地内の境界杭(648)に至り、同所から北へ約1,100メートル進んだ地点の川関字上立花坂地内の境界杭(409)に至り、同所から東へ約700メートル進んだ地点の高津気字峯地内の境界杭(349)に至り、同所から南南東へ約250メートル進んだ地点の狗子ノ川字楠谷地内の境界杭(285)に至り、同所から南へ約560メートル進んだ地点の通称白倉山頂に至り、同所から東南東へ約480メートル進んだ地点の狗子ノ川字大峯地内の境界杭(1162)に至り、同所から南東へ約800メートル進んだ地点の狗子ノ川字大峯地内の境界杭(993)に至り、同所から西南西へ約250メートル進んだ地点の浜ノ宮字西赤色地内の境界杭(967)に至り、同所から国道42号沿いに西へ約120メートル進み、同所から更に西へ約230メートル進み起点に至る線に囲まれた区域		

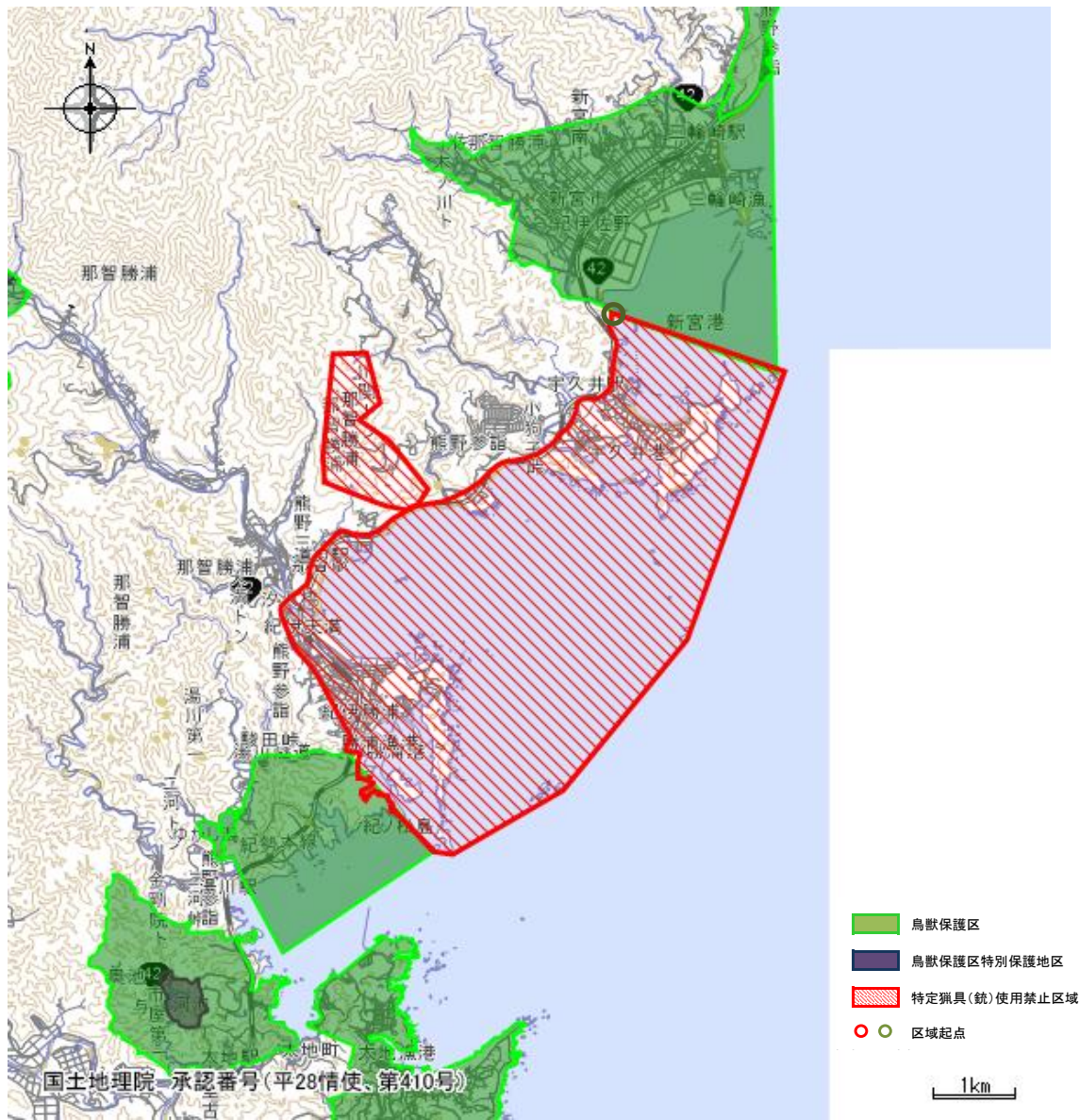
参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	4	区域の名称	勝浦周辺
区域面積	1823.0ha		
指定期限	令和11年10月31日まで		
指定区域	東牟婁郡那智勝浦町と新宮市の境界と国道42号との交点を起点とし、南東に進み赤島に至り(赤島を含む。)、同所から南西に大平石、山成島を経て鶴島灯台に至り(各島を含む。)、同所から北西に進み、那智勝浦町湯川1108番地先に至り、同所から海岸線に沿って北に進み県道勝浦港湯川線に至り、同線を北西に進みJRガード下を通り国道42号に至り、国道42号沿いに北に進み起点に至る線に囲まれた区域		

参考図面



特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	28	区域の名称	古座
区域面積	720.0ha		
指定期限	令和15年10月31日まで		
指定区域	東牟婁郡串本町田原地内の八幡橋西詰を起点として、同所から南南東に進み森戸崎に至り、同所から西南西に進み九龍島に至り、同所から西南西に進み旧古座町と旧串本町との境界と国道42号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み県道すさみ古座線との交差点に至り、同所から県道すさみ古座線を北西に進み河内橋東詰に至り、同所から県道田原古座線を南東に進み古座大橋東詰に至り、同所から国道42号を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域		

参考図面

